

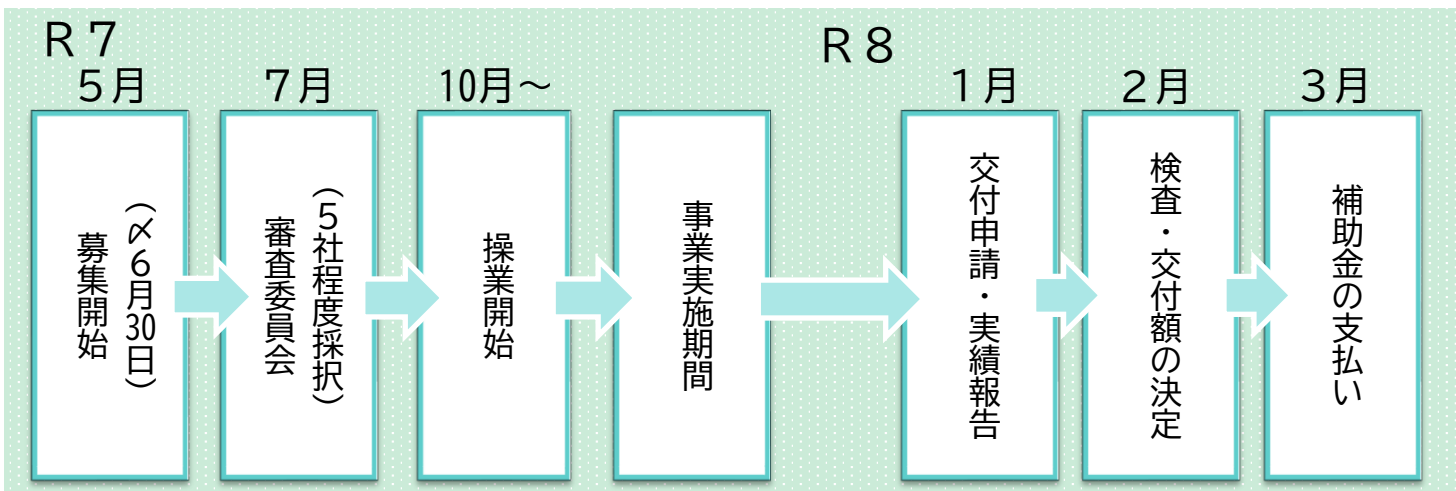
令和7年度 事業所機能新設・移転促進補助金

県内へ新たに本社機能等を有する事業所等を新設または移転する事業者の person 費を支援します！

補助金の概要

補助対象期間	操業開始月から60か月
補助率、補助上限額	補助率1/3（県南部地域への立地の場合は1/2）、補助上限額600万円/年 ※裏面詳細記載
補助対象経費	人件費（役員報酬を含む） ※裏面詳細記載

事業スケジュール



公募期間

令和7年5月15日(木)～6月30日(月) 17時まで

応募方法

<メールでのご提出>

企業誘致推進課メールアドレス (kigyoyu@pref.mie.lg.jp) までご提出ください

<持参または郵送でのご提出> **令和7年6月30日(月) 17時必着**

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県庁8階）
三重県雇用経済部 企業誘致推進課

補助対象者

●認定申請を行う年度の4月1日から3月31日までに、県内へ新たに本社機能を有する事業所等を設置し、申請日以降に操業を開始する事業者（業種は問わない）

※上記期間内に操業を開始できない場合は、翌年度以降改めて申請が必要となります。

※「本社機能を有する事業所等」とは、地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第8条第1項で定める特定業務施設を指します。

（参考）<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001134174.pdf>

※法人のみを対象とします（個人事業主は対象外）。

※申請時点において、すでに事業所等を開設済みの場合は、補助対象外となります。

※企業の一部機能に移転する場合や、新規法人を設立して事業を行う場合も補助対象となります。

補助対象経費

●所得税法第28条に規定する給与等の収入金額

※職員の給与は、正規・非正規、パート・アルバイト問わず対象とします。

※操業開始初年度は、操業開始月から12月31日まで、操業開始2年度以降は1月1日から12月31日までに発生した給与等を補助対象とします。

※対象となる職員は、新たに雇用した者に限らず、すでに雇用している職員が県内の事業所に従事する場合も補助対象となります。

※複数拠点での勤務の場合は、県内での従事日数を算出し、按分により補助します。

※テレワーク従事者は、県内での従事が確認できる場合のみ補助対象とします。

補助対象期間、補助金額

●補助対象期間は、操業開始月から60か月とします。

※認定申請時において、5年分の事業計画を認定し、年度ごとに補助金を交付します。

●補助額は、補助対象経費の1/3（県南部地域への立地の場合は1/2）以内とし、1社あたりの補助限度額は600万円/年（1人あたり200万円）とします。

※認定初年度及び認定最終年度については、月割により補助限度額を設定します。

※県南部地域とは、伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町を指します。

※申請にあたっては、必ず事前にご相談ください。

※問い合わせ先：〒514-8570 三重県津市広明町13番地（本庁舎8階）

三重県雇用経済部 企業誘致推進課 企業誘致班

電話：059-224-2819

E-mail：kigyoyu@pref.mie.lg.jp